また、宮古署管内の主要産業の一つである製糖業も、令和６年４月から時間外労働と休日労働の合計について、月１００時間未満、２箇月乃至6箇月の平均で80時間以内とする規制が適用されていますが、引き続き繁忙期である製糖期間に当該規制に沿った労務管理を行ってもらえるよう関係機関と連携を図り、これらの事業場に対する周知及び支援等に取り組んでいきます。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げて着任の挨拶とさせていただきます。

八重山労働基準監督署

署　長

津田　憲志

一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に多大なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで八重山労働基準監督署長を拝命しました津田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前任地は大阪労働局労働基準部監督課で、任官以来、ほぼ監督関係の業務に従事してまいりました。私の両親は長崎県の出身ですが、父親の転勤の関係で、私が生まれた時は東京に住んでいました。その後、小学生時代の一時期、高知県に住んでいたことがありますが、学生時代のほとんどは東京で過ごしてきました。その後、労働基準監督官に任官し、３年間は大阪局で勤務しましたが、次に異動を命じられたのが北海道局稚内署でした。稚内署と言えば日本最北端の監督署です。それから20数年が経ち、最南端である八重山署勤務となりました。監督署職員は全国に多数おりますが、両署勤務経験のある職員は珍しいのではないかと自負しております。

稚内署の管内にはホタテの一大産地である猿払村もあり、管内は水産加工業が盛んで、大阪の監督署に比べると、来客も少なく、ややのんびりとした雰囲気でした。しかし、そんな稚内署でしたが、残念ながら死亡災害が数件発生していました。長年の関係者の取組の結果、死亡災害は年々減少してはいますが、いまだに1年間に全国で数百名の方が労働災害で亡くなっています。生きる糧を稼ぐために働きに出た現場で不幸にも亡くなるという事態がいまだに発生していることはとても残念なことです。幸い八重山署管内では、ここ数年死亡災害は発生しておりません。この状況を今後も続けていけるよう精一杯取り組んで参ります。

また、過重労働の防止、長時間労働の抑制についても大きなテーマであると考えております。私自身、長時間労働が原因により自死された方のご遺族からお話を聞く機会が何度かありました。ご家族の哀しみは計り知れないものであり、このようなことが繰り返されないよう、会員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
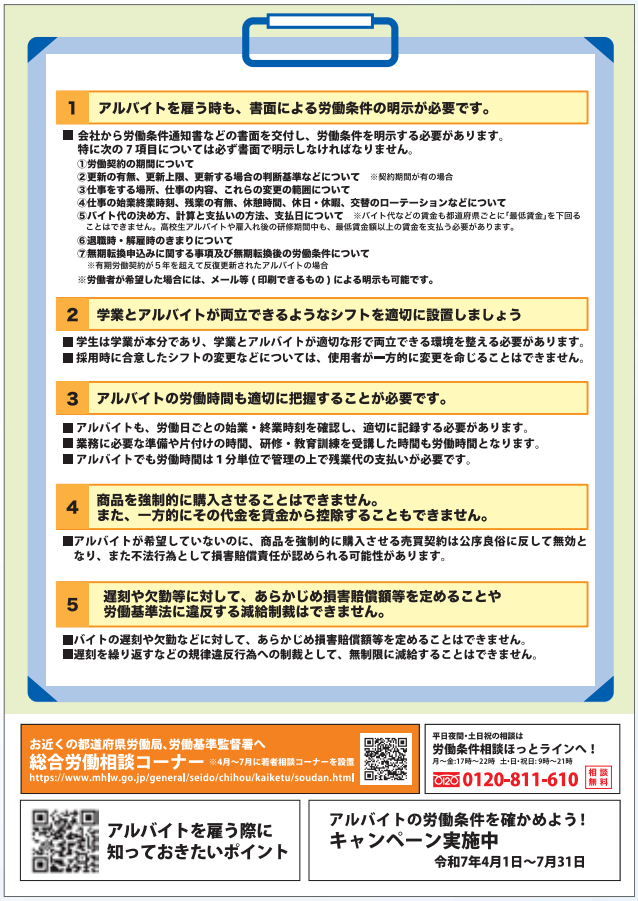
最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。